

### 町の人口 (令和3年7月1日現在) (先月1日比)

|     |         |   |     |
|-----|---------|---|-----|
| 人口  | 7,151人  | 減 | 7人  |
| 男   | 3,568人  | 減 | 5人  |
| 女   | 3,583人  | 減 | 2人  |
| 世帯数 | 4,242世帯 | 減 | 7世帯 |

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 期間内の異動 | 転入・出生 17人 (うち転入13人出生4人) |
|        | 転出・死亡 24人 (うち転出17人死亡7人) |

### 各地域の人口・世帯数 ※外国人含む

|     | 世帯数   | 男     | 女     | 人口計   |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 三根  | 2,042 | 1,760 | 1,706 | 3,466 |
| 大賀郷 | 1,391 | 1,148 | 1,166 | 2,314 |
| 榎立  | 268   | 227   | 230   | 457   |
| 中之郷 | 364   | 306   | 343   | 649   |
| 末吉  | 177   | 127   | 138   | 265   |
| 全体  | 4,242 | 3,568 | 3,583 | 7,151 |

## 新型コロナウイルスワクチン住民接種

## 集団接種は10月中旬までに完了します!!

町では接種を計画的に進めるために64歳以下の対象者についても年齢別にスケジュールを組んで進めます。ご理解・ご協力をお願いします。

詳しいスケジュールについては次ページをご確認ください。対象者へは個別に通知(接種券等)を発送します。

### ワクチン接種された方へ

接種をすることで感染等のリスクは下がりますが、**絶対にかからないわけではありません。**  
引き続き、マスクの着用・手洗いなどの感染予防対策にご協力ください。

### 八丈町接種状況(7月15日時点)

※最新の接種状況は町ホームページをご確認ください。

| 高齢者対象者数 | 1回目            | 2回目            |
|---------|----------------|----------------|
| 2,978人  | 2,468人 (82.8%) | 1,767人 (59.3%) |

### 目次

- 2-3 ▶ 新型コロナウイルスワクチン住民接種スケジュール
- 4-5 ▶ 新型コロナウイルス緊急対策事業継続支援金/税のお知らせ ほか
- 6 ▶ 国保だより/町長上京日記
- 7 ▶ 国民年金/言語機能訓練
- 8 ▶ 地域包括支援センターから/成人歯科「歯と口の健康診断」
- 9 ▶ がん検診が島外で受けられる
- 10 ▶ ファミリールール講座/母子保健
- 11 ▶ 子ども定期予防接種/8月は㊦㊧医療証の現況届の提出月

- 12 ▶ ファミリー・サポート提供会員緊急募集/子ども家庭支援センターから
- 13 ▶ 子育て世帯生活支援特別給付金ご案内/島外学生支援給付金申請受付中
- 14 ▶ 環境だより
- 15 ▶ 水道だより/し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日
- 16 ▶ 教育委員会だより
- 17 ▶ 町の選挙に関する選挙運動費用の公費負担(選挙公営)制度
- 18 ▶ 図書館からのお知らせ/来島者数・観光客数推計 ほか
- 19 ▶ 八丈病院お知らせ/Let's be healthy!/航路ダイヤ

掲載の日程などは全て編集時点の予定であり、情勢により変更等行う場合がございます。

## 新型コロナウイルスワクチン住民接種スケジュール

8月より集団接種の日程を拡充し、接種スピードを上げて進めます！

|                                                               |                   |             |
|---------------------------------------------------------------|-------------------|-------------|
| <b>会場・日時</b><br>(祝日は除く)<br>※予約は福祉健康課へ<br>専用電話番号 <b>9-5671</b> | 八丈町保健福祉センター（集団接種） |             |
|                                                               | 火・木・ <b>土</b>     | 午後2時～4時30分  |
|                                                               | 岩瀬クリニック（個別接種）     |             |
|                                                               | 月～金               | 午前9時～11時30分 |

| 事前通知対象者                                      | 通知発送日         | 予約期間                     | 接種実施日                   |                          |
|----------------------------------------------|---------------|--------------------------|-------------------------|--------------------------|
|                                              |               |                          | 1回目                     | 2回目                      |
| <b>55歳～64歳の方</b><br>●基礎疾患を有する方<br>●高齢者施設等従事者 | 7月8日（木）       | 7月11日（日）<br>～<br>16日（金）  | 8月2日（月）<br>～<br>7日（土）   | 8月23日（月）<br>～<br>28日（土）  |
| <b>45歳～54歳の方</b>                             | 7月21日（水）      | 7月25日（日）<br>～<br>30日（金）  | 8月10日（火）<br>～<br>14日（土） | 8月31日（火）<br>～<br>9月4日（土） |
| <b>30歳～44歳の方</b>                             | 7月29日（木）      | 8月1日（日）<br>～<br>6日（金）    | 8月16日（月）<br>～<br>21日（土） | 9月6日（月）<br>～<br>11日（土）   |
| <b>16歳～29歳の方</b>                             | 8月26日（木）      | 8月29日（日）<br>～<br>9月2日（木） | 9月13日（月）<br>～<br>18日（土） | 10月4日（月）<br>～<br>9日（土）   |
| <b>12歳～15歳の方</b>                             | ※3ページをご確認ください |                          |                         |                          |

※2回目の接種は1回目の接種から3週間後となります（同時間・同会場）

期間内の接種が難しい方、島外在住の方は福祉健康課までご相談ください

予約・実施時間・会場については [広報5月号](#) または [町ホームページ](#) をご確認ください

※個別通知内にも記載があります



■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

## 令和3年度に12歳～15歳になるお子さんの接種

標記の対象者へ通知（接種券等）を発送します。

説明文等をご確認のうえ、接種を希望される方は期間内に予約をお願いします。



### 〈ファイザー社ワクチン接種可能年齢〉

●接種日時点で12歳になっている方が対象となります。

※実施日以降に12歳になる方への接種については、今後の国の指示のもと実施します。

|                    |                      |            |
|--------------------|----------------------|------------|
| 通知発送日              | 8月16日（月）             |            |
| 予約先                | 福祉健康課 9-5671（専用電話番号） |            |
| 予約期間               | 8月22日（日）～24日（火）      | 午前9時～午後4時  |
| 実施会場               | 保健福祉センター（集団接種）       |            |
| 実施日程<br>※①1回目、②2回目 | ①9月14日（火）／②10月5日（火）  | 午後2時～4時30分 |
|                    | ①9月16日（木）／②10月7日（木）  |            |
|                    | ①9月18日（土）／②10月9日（土）  |            |

※2回目の接種は1回目の接種から3週間後となります（同時間・同会場）

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

## 町内墓地の使用などに関する届出

現在、町は墓地管理台帳の整備に取り組んでいます。墓地の適切な管理運営のため、下表の行為については届出ください。また、町に届出をせずに他者へ墓所を譲渡することがないようにお願いします。

※宗教法人管理の墓地については管理者へ届け出るようお願いします。

### ◎届出が必要となる行為

|                |                 |               |
|----------------|-----------------|---------------|
| ●墓所の撤去（墓じまい）など | ●使用者の変更（承継など）   | ●使用区画の形状変更・移動 |
| ●墓石等の設置や各種施工   | ●改葬（別の墳墓へ移して供養） | ●遺骨の埋蔵・収蔵     |

なお、町が管理している墓地においては、現在管理料や使用料を墓地使用者からいただいていません。その他、墓地に関するご質問やご要望があれば環境係へお気軽にご相談ください。

■問い合わせ■ 住民課環境係 電話 2-1123

# 八丈町新型コロナウイルス感染症 緊急対策事業継続支援金

令和3年1月7日、国より東京都に緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出自粛などの要請に伴う休業等により、事業収入が減少した中小企業および個人事業主に対する支援を目的としています。

## ◆ 対象者要件 ◆

以下の各号の全ての要件を満たす事業者が対象です。

- (1) 町内に主たる事業所または従たる事業所を有し、かつ、大企業および大企業が実質的に経営に参画していない中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業および個人事業主であること。
- (2) 令和2年12月31日以前から、対象となる事業（※）の運営に必要な許認可等を取得の上、運営している。（令和3年1月1日以降に開業した場合は対象とならない。）
- (3) 東京都感染拡大防止協力金（1月8日～3月31日支給分）の対象とならない。
- (4) 経済産業省一時支援金の給付対象とならない。
- (5) 令和2年以降の確定申告をしている。
- (6) 申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員、もしくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員または同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団関係者が、申請事業者の経営に参画していない。
- (7) その他町長が認める事業者

### ※対象となる事業

宿泊業、飲食店（昼間営業）、タクシー業、レンタカー、バス事業、土産物店、エステサロン、ガイド業、ガソリンスタンド、クリーニング店、酒屋、雑貨店、仕出し業、食料品売場、製造業、ダイビング事業者、その他認められる事業

## ◆ 支援金の計算 ◆

令和3年1月～3月までの期間の事業収入が、対前年同月比較で減少している分を支給します（最大300,000円とし、1,000円未満は切り捨てるものとする）。ただし、50,000円未満の減少の場合は支援の対象となりません。なお、複数の事業を営んでいる中小企業および個人事業主であっては、すべての事業収入を合算して支援金を算出します（店舗単位・事業単位ではなく、申請者（事業主）単位で給付する。この場合、単に都や国の対象にならない事業だけを申請対象とするのではなく、都や国の支援を受けている事業がある場合（※受けられる場合を含む）申請対象外とする）。

また、前年同期に開業しておらず、比較ができない場合には、新規開業特例とし、開業年の実績月（開業した月は操業日数に関わらず1カ月とみなす）の平均額を当該月の事業収入とします。

## ◆ 申請の方法 ◆

以下のものをご用意のうえ、**令和3年9月30日までに産業観光課へ提出してください。**

- (1) 八丈町新型コロナウイルス感染症緊急対策事業継続支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 令和2年分確定申告書（写）
- (3) 町内に事業所があり、営業していることが確認できる書類（営業許可書等の写）
- (4) 令和3年1月から3月までの事業収入（売上）が前年同期比較で減少したことを証明出来る書類（写）  
※試算表・売上台帳等
- (5) 振込先口座の通帳（写）
- (6) その他町長が必要と認める書類  
※東京都感染拡大防止協力金（1月8日～3月31日支給分）および経済産業省一時支援金を申請したものの不支給となった場合は、不支給に関する通知書等（写）

（→次ページにつづく）

## ◆ 郵送での申請方法 ◆

簡易郵便など郵便物の追跡ができる方法で申請書と必要書類を郵送してください。9月30日の消印有効です。

宛先：〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷2551-2

八丈町役場産業観光課 事業継続支援金 申請受付 宛て

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ずご記載ください。

くわしくは町ホームページに掲載している「**八丈町の支援**」をご覧ください。

■問い合わせ■ 産業観光課水産商工係 電話 2-1125

## 税のお知らせ

■問い合わせ■ 税務課 電話 2-1122

### 8月の納期限および口座振替日

2日（月） 固定資産税 第2期分、国民健康保険税 第1期分

31日（火） 町都民税 第2期分、国民健康保険税 第2期分

### 申告の受付

申告の受付・記入の相談を次の日程で行います。

確定申告がまだお済みで無い方や、既に確定申告がお済みの方で控除漏れ（生命保険料、扶養控除等）がある方は、この機会をご利用ください。

◎日時 8月2日（月）～3日（火） 午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

◎会場 町役場1階 相談室3・4または税務課（1階12番窓口）にお越しください。

### 税金の納付には口座振替が便利です

#### ◎口座振替のできる金融機関

- 七島信用組合の本店・支店
- みずほ銀行の本店・支店
- 全国のゆうちょ銀行

#### ◎口座振替の手続き 金融機関への申し込み

- 上記の預貯金口座のある金融機関に預貯金通帳、届出印、預貯金口座依頼書・自動払込利用申込書を提出してください。おおむね2カ月後以降の納期分より振替になります。

## 令和3年度地域振興に係る補助事業（第2回）の募集

東京都島しょ振興公社では、地域振興を図ることを目的に事業を実施する、島しょ地域にお住まいの個人・団体に対し、その経費の一部を補助しています。詳細は企画財政課で配布する募集案内・交付要綱、または、東京都島しょ振興公社ホームページをご覧ください。

◎募集期間 8月2日（月）～25日（水）

#### ■問い合わせ■

- 公益財団法人東京都島しょ振興公社 電話03-5472-6546
- 企画財政課企画情報係 電話 2-1120



# 国保だより

■問い合わせ■ 住民課医療年金係 電話 2-1123

## ◎限度額適用認定証等とは

医療機関の窓口で提示することで、医療機関への支払いが自己負担限度額までになるものです。住民税非課税世帯の方は、入院中の食事代も減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。限度額適用認定証は、申請により交付され、申請した月の1日から有効となります。

なお、保険料を滞納している場合は、限度額適用認定証を交付できない場合があります。

有効期限は、毎年7月31日です。8月1日以降の限度額適用認定証は、再度申請が必要です。

### ●申請に必要なもの

- 国民健康保険限度額適用認定申請書（窓口でご用意します）
- 窓口にお越しになる方の本人確認ができるもの
- 対象となる方の被保険者証
- 印鑑

※別世帯の方が代理で申請する場合、委任状が必要となります。

※申請書・委任状は町ホームページからもダウンロードできます。

（注）70歳以上の方については、現役並み所得者（課税所得145万円以上690万円未満）および住民税非課税世帯の方のみ、限度額適用認定証が交付されます。

それ以外の現役並み所得者（課税所得690万円以上）および一般の区分にあたる方については、高齢受給者証を提示することで、負担割合に応じた自己負担限度額となりますので、限度額認定証は交付されません。

ご自身の区分や自己負担限度額などで質問がありましたら、お気軽に医療年金係へ問い合わせください。

## ◎被保険者証の一斉更新

国民健康保険被保険者証（以下「保険証」）は、10月1日更新となります。新しい保険証は、9月下旬頃に各世帯主あてに郵送します。

もし、上京などの予定があり、郵送される保険証を受け取ることが出来ないという方は、事前に住民課医療年金係にご連絡ください。また、被保険者証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。記入は任意であり、義務付けるものではありませんが、意思表示にご協力をお願いします。

### 保険証の有効期限について

#### ●令和3年度中に75歳を迎える方

有効期限は、誕生日の前日に設定されています。新しい後期高齢者被保険者証は、誕生月の前月に郵送されます。

## 町長上京日記 6月

5月31日～6月3日

- ANA1894便にて上京
- 令和3年度第1回全離島正副会長会議
- 令和3年度全国離島振興協議会第1回理事会
- 令和3年度全国離島振興協議会通常総会（議案審議）
- 令和3年度全国離島振興協議会第2回理事会
- 令和3年度全国離島振興協議会通常総会（正副紹介等）
- 離島振興法改正要望活動
- ANA1893便にて帰島



# 国民年金

■住民課医療年金係

電話 2-1123

■港年金事務所

電話 03-5401-3211

■日本年金機構ホームページ

https://www.nenkin.go.jp/

## 【6カ月前納のお知らせ～口座振替での前納のお申し込みはお早めに～】

令和3年度の国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1ヵ月当たりの保険料は **16,610円** ですが、まとめて前払いすると、前納割引が適用されるのでおトクです。

10月分から翌年3月分までの6ヵ月分を前納する場合の納付額は下の表のようになります。

| 納付方法        | 6カ月前納額  | 毎月納付との差額（割引額） |
|-------------|---------|---------------|
| 口座振替        | 98,530円 | -1,130円       |
| 現金・クレジットカード | 98,850円 | -810円         |

口座振替とクレジットカードによる6カ月前納（10月分から翌年3月分）の申込締切日は8月末日です。お申込書類の不備などによりご登録が遅れ、手続きが間に合わない場合がありますので、ご利用を希望する方は、お早めに町役場または金融機関などにお申込みください。

お申込みの際には、基礎年金番号がわかるもの・口座番号・金融機関届出の印鑑が必要です。

6カ月前納（10月分から翌年3月分）の口座振替、現金・クレジットカード納付の納付期限は、令和3年11月1日となります。

### ▼ 注意事項 ▼

- 口座振替、クレジットカードでの令和3年度分1年前納・6カ月前納（4月～9月分）・2年前納の申込みは締切りました。
- すでに口座振替で前納されている方は、再度のお申込みの必要はありません。ただし、1年前納から2年前納への変更など、振替方法を変更される場合は、再度の申し込みが必要です。
- 保険料が一部免除された方は、口座振替の前納制度はご利用いただけません。
- 初めて口座振替の前納制度（2年前納、1年前納、6カ月前納、当月末振替（早割））をお申込みされた場合は、直前の1ヵ月分（6カ月前納の場合→4月末振替時は3月分、10月末振替時は9月分、当月末振替（早割）の場合→前月分）の保険料が未納の場合は、前納保険料額と同時に振替となります。
- 口座残高不足で振替ができなかった場合は、割引が受けられません。

### ▶ 各種問い合わせ

### 受付時間

#### 一般的な年金相談に関する問い合わせ

**0570-05-1165**（ナビダイヤル）

PHS、IP電話、海外からは03-6700-1165（一般電話）

#### ねんきん定期便・ねんきんネットに関する問い合わせ

**0570-058-555**（ナビダイヤル）

PHS、IP電話、海外からは03-6700-1144（一般電話）

#### 一般的な国民年金の加入に関する問い合わせ

**0570-003-004**（ナビダイヤル）

PHS、IP電話、海外からは03-6630-2525（一般電話）

月曜日：午前8時30分～午後7時

火～金曜日：午前8時30分～

午後5時15分

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受付。

月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

【各種問い合わせ先共通】

祝日（第2土曜日を除く）はご利用いただけません。

## 言語機能訓練（要申込）

■問い合わせ・申込■

福祉健康課保健係 電話 2-5570

言語聴覚士による言語機能訓練を月1回実施しています。

日時：9月10日（金） 午前9時15分～午後4時

場所：保健福祉センター

申込締切：8月27日（金）

## 地域包括支援センターからのお知らせ

### ～ マスク熱中症をご存知ですか?? ～

マスクをしていると、通常よりも熱中症のリスクが高くなるので、今まで以上に注意が必要です。外出自粛の影響により体力低下や暑さに慣れていないこと、感染症予防のためにマスクをすることで、身体に熱がこもりやすくなったり、息苦しくなったりすることで、脱水に気づくのが遅れて熱中症のリスクが上がります。

#### ★ 熱中症のサイン ★

- 顔がほてる
- めまい
- 立ちくらみ
- 吐き気がする
- 手足の痺れ
- 倦怠感
- いつもと様子が違う

#### 【重症になると】

- 返事がおかしい
- 体が熱い
- 意識消失
- など

#### ★ 熱中症のポイント ★

- ◎ 栄養や睡眠をとって丈夫な体を作る
- ◎ エアコン、扇風機を上手に使用する
- ◎ 暑い時は無理をしない
- ◎ 部屋の風通しをよくする
- ◎ こまめに水分補給する
- ◎ シャワーやタオルで体を冷やす
- ◎ 涼しい服装にする。外出時は日傘や帽子を着用する
- ◎ 緊急時、困ったときの連絡先を確認する

特にマスクをしていると顔色がわかりにくくなるので、ちょっとしたサインを逃がさないよう、高齢者や子どもの様子を回りの人がよく観察する必要があります。

人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合は適宜マスクを外しましょう。



#### ■ 問い合わせ ■

- 福祉健康課高齢福祉係（地域包括支援センター）
- 八丈町地域包括支援センター（養和会内）

電話 9 - 5670

電話 2 - 0580

## 成人歯科

### 「歯と口の健康診断」 もう受診しましたか？

今年度40歳、50歳、60歳、70歳になる方へ、歯の健診を1回無料で受けられる、「歯と口の健康診断」のご案内を5月下旬にお送りしています。歯周病は万病のもと。年に一度は歯の健診を受けましょう。

【対象】 八丈町に住民票があり、令和3年度（令和4年4月1日まで）に  
40歳、50歳、60歳、70歳になる方

【使用期限】 令和4年2月末

※健診受診の流れなど、詳細は5月発送の通知文をご確認ください。

※その他、ご不明な点がございましたら問い合わせください。

■ 問い合わせ ■ 福祉健康課保健係 電話 2 - 5570





令和3年度  
八丈町

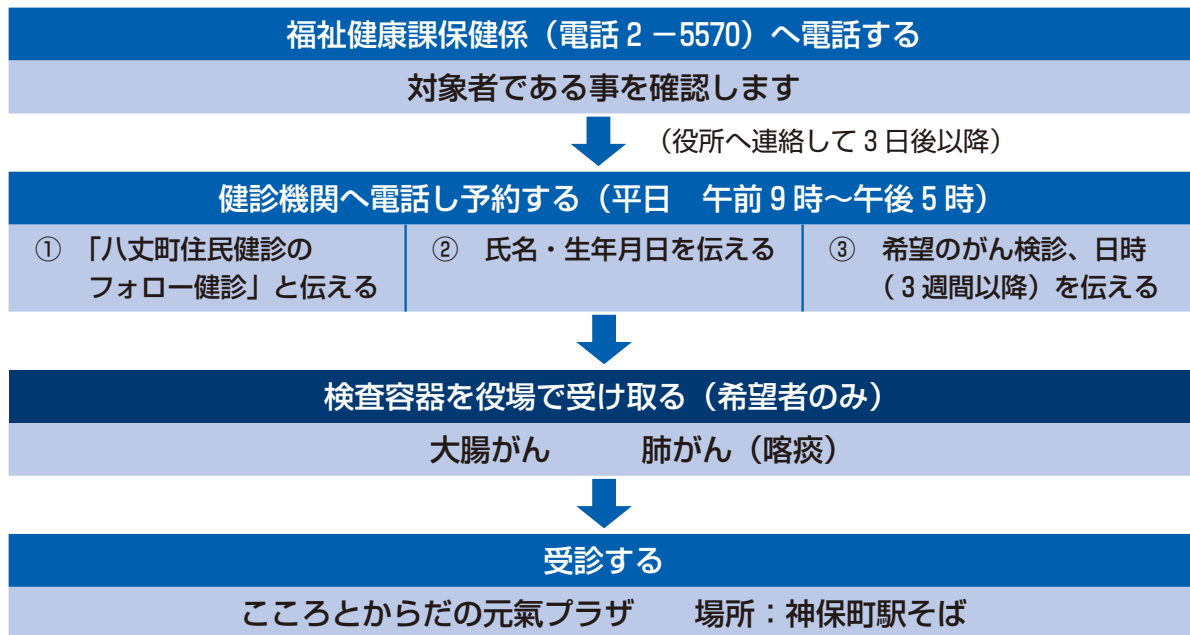
# がん検診が島外で受けられる

◆受付期間：8月2日（月）  
～12月6日（月）

下記対象者は、島外でがん検診を受診出来ます。

◆対 象：職場のがん検診、人間ドックなどを受ける機会のない、町に住民票がある方

◆受診の流れ：



◆がん検診の受診条件：

※年齢基準日は令和4年4月1日

|        |           |                                                   |
|--------|-----------|---------------------------------------------------|
| 胃      | （レントゲン）   | 40歳～74歳                                           |
| 肺      | （レントゲン）   | 40歳以上                                             |
|        | （喀痰細胞診）   | 50歳以上、喫煙指数600以上（例：20本×30年＝600）、胸部レントゲン検査を併用受診出来る方 |
| 大腸     | （便潜血）     | 40歳以上                                             |
| 肝炎ウイルス | （B型・C型）検診 | 今年度40歳になる方、または41歳以上で検査を受けたことがない方                  |

◆実施健診機関：こころとからだの元氣プラザ

東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング1階・2階  
電話03-5210-6634 地図：<http://www.genkiplaza.or.jp/access>

◆健診期間：8月23日（月）～12月27日（月）（土日祝除く）

◆時 間：予約の際に相談ください。

◆持ち物：検体（大腸がん、肺がん（喀痰）希望者のみ）、受診票（自宅にお送りします）

※予約後の変更や取り消しは必ず健診機関へ連絡ください。

※本検診は島外医療機関通院交通費補助金の対象にはなりません。

■問い合わせ・予約■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

## 要予約

## 小～高校生の保護者・青少年支援者向け



子どもを守る第一歩！ 子ども達を取り巻くインターネット事情を学ぶ

## ファミリールール講座

(会場・自宅オンライン講座)

対象者：小学生以上の保護者の方、青少年に関わる支援者、地域の方

開催日時：9月8日（水）午後6時～7時30分

会場：八丈町役場2階相談室6 または ご自宅

内容：子ども達を取り巻く最新のインターネット事情（SNS・ゲームのトラブル等）や予防・対応方法（フィルタリングについて等）について専門家から学びます。

※個々のスマホへのフィルタリング設定はこの講座では行えません。

講師：東京都都民安全推進本部（東京都庁内）ファミリールール事務局所属講師

参加方法：オンライン会議システム「Zoom」を利用します。

会場参加、自宅参加から選べます。

※会場参加 ⇒ 講師と別室にてオンライン参加の形になります。

感染症予防のため席数に限りがあり先着順となります。

※自宅参加 ⇒ ご自身でパソコンやスマホからZoomを利用して参加できます。

申込方法：子ども家庭支援センターへ電話、来所、メールで、以下の内容を添えて申し込みください。

●参加者名前 ●住所 ●連絡先 ●メールアドレス（自宅参加者のみ）

●会場参加または自宅参加の希望

※スマホでのZoomの操作方法について、スマホをお持ちいただければ事前の説明も可能です（予約制、当日以外）。

◎事前申込受付締切日：8月31日（火）

■問い合わせ・申込■ 子ども家庭支援センター 電話 2-4300 メール：kodomo@town.hachijo.tokyo.jp

## 8月の母子保健

■問い合わせ・予約■

福祉健康課保健係 電話 2-5570



| 区分           | 健診名など / 対象                          | 期 日                         | 個別通知 | 予約 | 会場                               |
|--------------|-------------------------------------|-----------------------------|------|----|----------------------------------|
| 健康<br>診<br>査 | 3～4か月児健康診査<br>●令和3年3月9日～5月10日生まれの幼児 | 10日（火）<br>受付：午前9時～10時15分    | あり   | —  | 保健<br>福<br>祉<br>セ<br>ン<br>タ<br>ー |
|              | 2歳児歯科健康診査<br>●令和元年5月20日～8月18日生まれの幼児 | 18日（水）<br>受付：午前9時15分～10時45分 | あり   | —  |                                  |
|              | 3歳児健康診査<br>●平成30年6月23日～8月20日生まれの幼児  | 20日（金）<br>受付：午前9時～10時30分    | あり   | —  |                                  |
|              | こども心理相談 ※1<br>●1歳6か月以上の未就学児         | 20日（金） 午後1時～4時              | —    | 要  |                                  |
|              | すくすく相談 ※2                           | 26日（火） 午前9時～11時             | —    | 要  |                                  |
|              | もぐもぐ離乳食 ※3                          | 27日（金） 午前10時～11時30分         | —    | 要  |                                  |

※1 言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・癖が気になるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。

※2 日ごろの子育ての中からでてくる疑問や心配事などに保健師・管理栄養士・歯科衛生士が応じます。母子健康手帳をお持ちください。

※3 生後7カ月から11カ月の保護者を対象として、お子さんの月齢や発達に合った離乳食の進め方についての教室を開催しています。安心して離乳食を進めることができるように実際に試食をしながら、離乳食についての不安を一緒に解決しましょう。

○持ち物：三角巾、エプロン、母子手帳、おんぶ紐（必要な方）

## 8月 子どもの定期予防接種のお知らせ

■問い合わせ・予約■  
福祉健康課保健係 電話 2-5570

| 予 防 接 種 名          | 日 時                                            | 会 場       |
|--------------------|------------------------------------------------|-----------|
| BCG集団接種            | 12日（木） 午後 1 時30分～ 2 時                          | 町立八丈病院小児科 |
| B型肝炎・四種混合・ロタ集団予防接種 | 12日（木） 午後 2 時～ 3 時30分                          |           |
| ヒブ集団接種&小児用肺炎球菌集団接種 | 26日（木） 午後 2 時～ 3 時30分                          |           |
| 予約制個別接種            | 12日（木） 午後 3 時30分～ 4 時<br>26日（木） 午後 3 時30分～ 4 時 |           |

- お子さんの体調不良などで集団接種の機会を逃した
- 時間の都合がつかない



予約制個別接種をご検討ください  
予約期限：実施日の1週間前まで



### ☆日本脳炎集団接種について☆

現在、日本脳炎ワクチンの流通が全国的に滞っています。例年、8月・9月に実施している日本脳炎集団接種についてはワクチンが確保でき次第、スケジュールを調整し、対象者へ個別通知を送付します。

## 8月 は 乳・子医療証の現況届の提出月です

現在、お持ちの乳幼児医療証（マル乳）および義務教育就学児医療証（マル子）は、9月30日で有効期間が終了します。医療証をお持ちの方へは8月に現況届を送付します。また、以前、所得制限により対象外となった方で下記の所得制限限度額を下回る場合は10月より本制度の対象になりますので申し出てください。児童手当が特例給付（児童1人につき支給額が月5,000円）の方は対象外のため参考としてください。

### ● 助成制度の概要

医療機関の窓口にて健康保険証と併せ医療証を提示することにより、医療費の自己負担分を助成します。

- 乳幼児医療費助成制度：総医療費の2割
- 義務教育就学児医療費助成制度：総医療費の3割

### ● 助成対象児童

八丈町に住所を有する医療保険の加入者

- 乳幼児医療費助成制度（義務教育就学前までの乳幼児）…平成27年4月2日以降に生まれた児童
- 義務教育就学児医療費助成制度……………平成18年4月2日～平成27年4月1日に生まれた児童

### ● 申 請 者 上記対象児童を養育している方（保護者）

### ● 次の方は助成対象外です

- 申請者の所得額が下記の限度額を超える方（児童手当が特例給付の方）  
例）扶養親族0人、所得制限限度額622万円、収入額目安833.3万円  
扶養親族が1人増えるごとに所得制限限度額は38万加算
- 生活保護受給者

### ● 申請に必要なもの

- 現況届
  - 印鑑
  - 申請者と対象児童（全員）の健康保険証のコピー（裏面不要）
- ※八丈町の国民健康保険に加入されている方は健康保険証のコピーを省略可。

### ● 受付窓口 福祉健康課厚生係または各出張所

### ● 受付期間 8月2日（月）～31日（火）

■問い合わせ■ 福祉健康課厚生係 電話 2-5570

## ファミリー・サポート提供会員（有償ボランティア）緊急募集！！

～お子さんのお預かりへご協力願えませんか？（短時間でもOK）～

特に、朝の保育園への送り（月数日）（※その場合チャイルドシートを貸出します）、平日午前または午後2～3時間程度のお預かり、土日の数時間の預かり可能な方、大募集です。



### ★提供会員（ボランティア）の条件：

八丈町に在住・在勤している方で、心身共に健康で、援助活動に理解と熱意を有し、援助活動を行うことができる満20歳以上の方

※提供会員になるには計5時間程の講習（随時実施）を受講していただきます。

（保育士などの有資格者は一部講習免除となる場合があります。）

※活動中の事故に備えた補償保険（保険料は町が負担）に自動的に加入されます。

★援助活動の対象児童：利用会員の子どもで、概ね生後6カ月～10歳未満の児童。

★活動場所：原則は提供会員の自宅。ただし、事務局と会員双方の合意があれば利用会員宅等別の場所も可。

★謝礼金：活動後に利用会員から提供会員へ支払い

平日午前8時～午後5時 …………… 1時間800円

平日上記以外の時間と土日・祝日・年末年始 …………… 1時間1,000円

※その他、提供会員に実費の負担分が生じた場合は利用会員が支払い

★活動の例：保護者に何か用事がある際の子どもの預かりや保育園への送迎など

※保育以外の援助（家事や学習指導）、病児保育、宿泊を伴う預かりは行いません。

★「両方会員」（「利用会員」、「提供会員」両方申込）も歓迎です。

★都合のよい日時や時間のみの活動で構いません。詳細はお気軽に問い合わせください。

### …… ファミリー・サポートとは ……

八丈町ファミリー・サポート・センター（事務局：子ども家庭支援センター）にて、育児の援助を受けたい方（利用会員）へ、育児のお手伝いをしたい方（提供会員）を紹介し、双方の合意がとれた場合に会員同士で子どもの保育等に関する相互援助活動を行っています。会員は登録制です。

■問い合わせ■ 子ども家庭支援センター 電話 2-4300

## 子ども家庭支援センターからのお知らせ

### 8月の開館日

平日

午前8時45分～午後5時

第4土曜日（28日）

午前9時～正午

（交流ひろばのみ）

休館日

土・日・祝日

（第4土曜日を除く）

### ★★★ 交流ひろばの催し 再開します！ ★★★

#### 8月の交流ひろばの催し

4日、11日、18日、25日（毎週水曜日）  
午前10時30分～11時

みずあそびの  
おもちゃを作ろう！

●各回事前の申し込みが必要です。

★申込方法：窓口または電話

★対象：未就園児のお子さん。（各回5組までとし、予約制です。）

★申込開始：8月3日（火）午前9時～

●多くのご家庭に利用いただくため、申し込みは一世帯あたり月一回とします。

※ご利用の際はマスク着用の上、手指消毒、検温にご協力ください。

※感染状況によっては急遽変更となる場合があります。ご了承ください。

■問い合わせ■ 子ども家庭支援センター 電話 2-4300

## 低所得のふたり親世帯の方へ

## 子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

支給額：児童1人あたり5万円

申請締切：令和4年2月28日（月）（郵送必着）

支給対象者：

| 申請 | 対象者など                                                                                                                                                                                                       |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 不要 | ① 令和3年度住民税が非課税で、令和3年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当の受給者<br>※対象の方へは8月中に個別通知します。                                                                                                                                         |
| 要  | ① 令和3年度住民税が非課税で、高校生のみ養育している方（障害児については20歳未満）<br>② 令和3年度住民税は課税されているが、令和3年1月以降に家計が急変し、住民税非課税と同様の収入状況にある方<br>③ 令和3年度住民税が非課税の公務員で、児童手当を所属庁（職場）から支給されている方<br>※公務員は、所属庁（職場）から、児童手当を受給していることの証明を受けてから、申請書を提出してください。 |

※ひとり親世帯も対象となりますが、給付金（ひとり親世帯分）を既に受給した人は、本給付金は受給できません。

※離婚した（または協議中）人またはDV避難中で、ご自身が児童手当を受給されていない場合（高校生のみ養育する場合を含む）は、至急ご連絡ください。

※令和4年2月末までに生まれる新生児も対象になります。

■問い合わせ■ 福祉健康課厚生係 電話 2-5570

## 島外学生支援給付金の申請を受付中です

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化による様々な影響を踏まえ、島外の学生が学業に取り組むための一助として、島外学生支援給付金を支給します。※詳しくは、町ホームページでご確認ください。

## ◎ 給付金額・給付方法

対象者一人当たり3万円、スマホサービス「J-Coin Pay」による支給（令和3年10月支給予定）

## ◎ 申請期間

9月30日（木）まで

## ◎ J-Coin Payについて

「J-Coin Pay」とは、『送る』、『もらう』、『支払う』というお金に関するさまざまな行為がスマホ上で完結できることに加え、金融機関の預金口座との入出金（「アプリにチャージ/口座に戻す」機能）についても、スマホ上のアプリを使い、『いつでも・どこでも・無料』で、できるサービスです。詳しくは、<https://j-coin.jp/>をご確認ください。

## ◎ J-Coin Payアプリに関する問い合わせ

J-Coin Payサポートセンター

電話0120-324-367 受付時間：平日 午前9時～午後9時

<https://j-coin.jp/>でご確認ください。

## ■制度に関する問い合わせ■

総務課庶務係 メール：[gakuseikyuhukin@town.hachijo.tokyo.jp](mailto:gakuseikyuhukin@town.hachijo.tokyo.jp)

※問い合わせについては、メールのみとします。

※スマートフォンをお持ちでない方は、ご相談ください。

島外学生支援給付金  
webページ



# 環境だより

■ 問い合わせ ■ 住民課環境係 電話 2-1123

## 家電 4 品目の適正処理について

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機などの家電 4 品目は、家電リサイクル法の対象です。排出者はリサイクル料金と島外運搬費を負担して適正に処理しなければなりません。離島地域にお住まいの方は、運搬料に対する家電製品協会からの助成により、負担額が軽減されています。

処分の際は南原処理場（有明興業）に持ち込むか家電小売店に処理を依頼してください。家電 4 品目の適正な処理にご協力をお願いします。

【料金表】令和 3 年 4 月 1 日現在 ※リサイクル料金は代表的なメーカーのものです。この料金表と異なる製品もあります。

| 品 目                    | 区 分        | 排出者負担額 | 負担額内訳                                   |
|------------------------|------------|--------|-----------------------------------------|
| エアコン                   | 全サイズ       | 2,354円 | リサイクル料 990円 + 運搬費 2,024円 - 助成額 660円     |
| テレビ<br>(ブラウン管、液晶、プラズマ) | 小 (15型以下)  | 3,206円 | リサイクル料 1,870円 + 運搬費 1,936円 - 助成額 600円   |
|                        | 大 (16型以上)  | 4,306円 | リサイクル料 2,970円 + 運搬費 1,936円 - 助成額 600円   |
| 冷蔵庫、冷凍庫                | 小 (170ℓ以下) | 5,752円 | リサイクル料 3,740円 + 運搬費 4,312円 - 助成額 2,300円 |
|                        | 大 (171ℓ以上) | 6,742円 | リサイクル料 4,730円 + 運搬費 4,312円 - 助成額 2,300円 |
| 洗濯機、衣類乾燥機              | 全サイズ       | 4,156円 | リサイクル料 2,530円 + 運搬費 2,926円 - 助成額 1,300円 |

## ヤンバルトサカヤスデ 3 年ぶり大発生の兆候か？

6 月下旬から島内各所で、ヤンバルトサカヤスデの生息密度の高まりや、幼虫・亜成虫による群遊の発生が観測されています。現在の状況から、夏季の降雨量が平年以上であれば、3 年ぶりの大発生となる可能性が高まっています。

小さなヤスデ（幼虫・亜成虫）の群遊が認められた場合は、薬剤散布による早期駆除、周辺の落ち葉の除去や雑草の下刈りなどを実施し、秋以降に備えましょう。

町では、ヤスデの家屋侵入防止対策用として薬剤（コイレット）を配付しています。一世帯あたり 1 カ月に 1 袋（3 kg 入り）とし、1 年間に 6 袋まで無料引換券を、7 袋目からは半額の助成券をお渡しします。大賀郷地域にお住まいの方は住民課環境係、他の地域にお住まいの方は各出張所にて引換券または助成券をお受け取りください。

\* 引換券やコイレットは、第三者に譲渡しないでください。

\* 配付した駆除剤を事業用に使用することはできません。

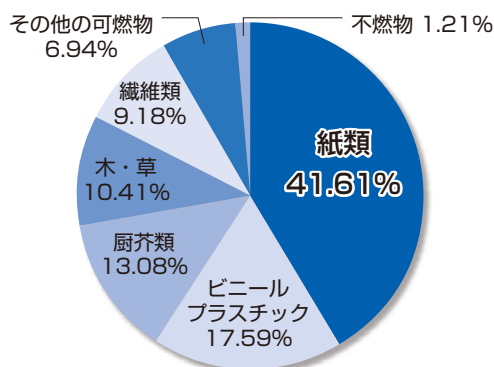


ヤンバルトサカヤスデ（幼虫・亜成体）

## 【番外編】 グラフから見る八丈島の<sup>ごみ</sup>の現実（リアル）

町では毎年、クリーンセンターに搬入されたごみの組成分析試験を行うことで、どのようなごみが運び込まれているかを調査しています。令和 2 年度の分析試験結果（年 4 回の平均値）の割合を反映させた 1 年間のごみ内訳を下の表・グラフにまとめました。

| 令和 2 年度 焼却処理したごみの内訳 |           |        |
|---------------------|-----------|--------|
| 種類                  | 重量        | 割合     |
| 紙類                  | 1,103.90t | 41.61% |
| ビニール・プラスチック         | 466.66t   | 17.59% |
| 厨芥類（生ごみ）            | 346.94t   | 13.08% |
| 木・草                 | 276.11t   | 10.41% |
| 繊維類                 | 243.41t   | 9.18%  |
| その他の可燃物             | 183.98t   | 6.94%  |
| 不燃物（金属・土砂等）         | 31.97t    | 1.21%  |
| 合 計                 | 2,652.97t | 100%   |



分析結果を見ると、焼却処理されるごみの50%以上が「生ごみ」や「紙類」です。生ごみの約70%は水分であり、ご家庭での水切りの徹底やコンポストの活用などにより減量が可能です。

紙類は主にダンボールや雑紙で構成されており、昨年 1 年間に資源ごみとして回収・リサイクルされた紙類（492.76t）の 2 倍以上の量が、燃やせるごみとして出されていることになります。

紙ごみの積極的な資源ごみ分別にご協力をお願いします。

## 水道だより

■問い合わせ■ 企業課水道浄化槽係 電話 2-1128  
FAX 2-7231

### ◆ お盆期間中の八丈町指定給水装置工事事業者当番 ◆

8月11日（水）～16日（月）までの水道の修理・工事は下記の工事店にご連絡ください。

| 8月     | 工事店      | 電話番号   |
|--------|----------|--------|
| 11日（水） | （有）沖山設備  | 2-2605 |
| 12日（木） | （有）沖山設備  | 2-2605 |
| 13日（金） | 高橋建設（有）  | 2-1441 |
| 14日（土） | （株）佐々木住設 | 7-0525 |
| 15日（日） | （有）秋田設備  | 7-0772 |
| 16日（月） | 沖山産機（株）  | 2-1402 |

※営業時間は各日

午前8時から午後5時です。

緊急の場合は、曜日・時間を問わず  
水道浄化槽係にご連絡ください。

### ◆ 水道関係の届出は忘れずに ◆

八丈町から給水を受けている方で次の場合は、企業課水道浄化槽係または各出張所へ届け出てください。所有者不明の状態が続くと、八丈町給水条例第39条に基づき水道メーターが切り離されることがあります。

- 使用者または所有者が死亡した場合
- 不動産の売買等で所有者が変わる場合
- 転入転出・転居にともない給水を開始、中止する場合
- 量水器（水道メーター）に接続されていない給水管を発見した場合

### ◆ 給水装置工事は一部の簡易なものを除き、八丈町指定給水装置工事事業者（指定事業者）へご相談ください。次の場合は指定事業者でなければ施工できません。 ◆

- 新築・増築・改築にともない宅内配管の新設、追加、改造などの給水装置工事を行う場合
- 解体などで敷設の水道を撤去する給水装置工事を行う場合

※指定事業者以外が給水装置工事を行った場合には、八丈町給水条例第37条に基づく給水停止を執行することがあります。

※水道料金のお支払いは納付期限内にお願いします。 便利な口座振替をご利用ください。

## し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日のお知らせ

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日は第2・4土曜日、日曜日、祝日です。（広報裏表紙のカレンダーをご覧ください）

◆収集運搬業務の受付時間 …… 午前8時～正午、午後1時～4時

◆し尿・雑排水の収集依頼先 …… （株）八丈島衛生総合企画 電話 2-0855

■問い合わせ■ 住民課環境係 電話 2-1123

## 手数料、使用料等は期限内にお納めください

納入通知書を紛失されても町会計課および各出張所でお支払いできます。

口座振替は納め漏れがなく安心です。ぜひご検討ください。



# 教育委員会だより

■問い合わせ■ 教育課庶務係 電話 2-7071

## 今月の学校行事

■各小・中学校 夏季休業 7月21日(水)～8月31日(火)

■各小・中学校 学校閉庁日 8月10日(火)～13日(金)※

※学校閉庁日は用務員・受付員を除き教職員が不在となるため、この期間の問い合わせについては教育課庶務係までお願いします。

## 富士中学校の取組を紹介します

### 防災訓練(3年生)

5月28日午後の総合的な学習の時間に3年生が体育館でテントを張り、避難所設営の訓練を行いました。テントを組み立てるときにはグループで力を合わせ、でき上がった時には健闘をたたえ合いました。また、アルファ化米にお湯を入れて試食を行いました。いつ起きるか分からない非常時の冷静な対応をしっかりと学習しました。



### 職場体験(2年生)

6月2日～4日の3日間、地域の事業所の皆様にご協力いただき、2年生が職場体験を行いました。働くことの意義や将来の進路選択、お礼状や電話連絡の際の言葉遣い等社会人に必要なマナーについて学ぶことができました。事後発表に向けて、スライドや原稿作成にも取り組みました。



### 体験学習(1年生)

5月21日午前中、1年生がグループに分かれ、学校から八丈植物公園周辺まで、オリエンテーリングを行いました。当日の班活動、係活動では、マナーをわきまえながら自分の役割を果たしました。また、エリアごとに設定されたクイズに取り組み、集団行動とともに、八丈島の史跡や自然に触れました。



■八丈町教育相談室 ..... 電話 2-0591 (火・水・木：午前9時から午後5時)

■東京都いじめ相談ホットライン ..... 電話0120-53-8288 (24時間)  
(東京都教育相談センター)

■東京いのちの電話 ..... 電話03-3264-4343 (当面の間午前8時ごろから午後10時ごろまで)



# 町の選挙に関する選挙運動費用の公費負担（選挙公営）制度

公職選挙法の一部改正に伴い、町では条例を制定し、選挙運動費用の一部を町が負担することとなりました。公職選挙法では、「選挙公営制度」を設けており、お金のかからない選挙制度の実現とともに、候補者の選挙運動に関する経費負担をできるだけ軽減することで、立候補の機会均等を図っています。

## ◆ 町条例で定める制度の概要

「選挙運動用自動車の使用」「選挙運動用ビラの作成」「選挙運動用ポスターの作成」について、一定の金額の範囲内で、公費で行うことができます。

ただし、候補者が当該選挙において供託物没収点（※）に達する得票を得られないときは、公費負担を受けることができません。その費用の全額を候補者が自己負担することとなります。

また、候補者が、あらかじめ候補者と契約した業者等について町選挙管理委員会に届け出ることで、当該契約業者等が町へ費用の請求を行います。候補者に対し、費用が直接支払われるわけではありません。

（※） ●町議会議員選挙 ……（有効投票の総数 ÷ 議員定数）÷ 10    /    ●町長選挙 ……有効投票の総数 ÷ 10

## ◆ 町条例による公費負担の限度額

### ◎選挙運動用自動車の使用

| 区 分    |         | 公費負担の対象                                        | 公費負担の上限額        |
|--------|---------|------------------------------------------------|-----------------|
| 一般運送契約 |         | 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（1日につき1台に限る）         | 各日について64,500円   |
| その他の契約 | 自動車借入契約 | 同上                                             | 各日について15,800円   |
|        | 燃料供給契約  | 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金                             | 7,560円 × 選挙運動日数 |
|        | 運転手雇用契約 | 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（1日につき1人に限る） | 各日について12,500円   |

- ※1 候補者と生計を一にする親族（契約に係る業務を業として行うものを除く。）と契約する場合は、公費負担の対象とはなりません。
- ※2 一般運送契約とは、自動車借入、燃料、運転手雇用を一括して、一般乗用旅客自動車運送事業者と契約する方式のことをいいます。
- ※3 同一の日において、「一般運送契約」方式と「その他の契約」方式の両方を締結している場合は、候補者が指定するいずれか1つのみが公費の対象となります。
- ※4 最大で1日あたりの限度額に告示日から選挙期日の前日までの5日間分を公費で負担します。選挙が無投票となった場合には、届出日（告示日）1日のみが対象となります。

### ◎選挙運動用ビラ・ポスターの作成

| 媒 体  | 上限単価                                                        | 上限作成枚数                          | 公費負担上限額                           |
|------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| ビラ   | 7.51円                                                       | ●町議会議員選挙：1,600枚<br>●町長選挙：5,000枚 | ●町議会議員選挙：12,016円<br>●町長選挙：37,550円 |
| ポスター | 13,463円（参考）<br>（525.06円×掲示場数+310,500円）÷ 掲示場数<br>（※1円未満切り上げ） | 掲示場数（参考：24枚）                    | 323,112円（参考）                      |

- ※1 公職選挙法の改正により、町村議会議員選挙における選挙運動用ビラ頒布が解禁となりました。
- ※2 ポスター掲示場数は変わることがあります。上記は、掲示場数が24カ所とした場合の計算であり、上限単価と公費負担上限額は、掲示場数の変動に伴って変わります。

## ◆ 公職選挙法による制度

### ◎選挙運動用通常葉書の使用

郵便局で「選挙用」の表示を受けた選挙運動用通常葉書は、無料で差し出すことができます。

| 選挙の種類   | 使用可能枚数         |
|---------|----------------|
| 町議会議員選挙 | 候補者一人あたり800枚   |
| 町長選挙    | 候補者一人あたり2,500枚 |

■問い合わせ■ 八丈町選挙管理委員会（総務課内） 電話 2-1121

## 図書館からのお知らせ

### ● 今月の新着図書から

『君と歩いた青春』 小路幸也／著      『ヒトコブラクダ層ぜっと』 万城目学／著  
『ブレイクニュース』 葉丸岳／著      『パンデミック日記』「新潮」編集部／編  
図書館のホームページもご覧ください！

※協力貸出（所蔵していない本の取り寄せ）を再開しましたのでご利用ください。

〔リクエスト（所蔵していない本の購入）は、受付を停止しています。〕

● 今月のおはなし会 当分の間おはなし会はお休みします。

● 休館日 毎週月曜日、8日（日・山の日）、31日（火・館内整理日）

● 開館時間 午前10時～午後5時（当分の間は時間短縮で開館します）

● 八丈町立図書館ホームページ <http://www.hachijo-library.jp/Library/>  
スマートフォンでも資料検索がしやすくなりました！

### 返却期限を過ぎてはいませんか？

お手元の本、雑誌、DVDなどの返却日をご確認ください！

坂上各出張所でも返却できます。（平日午前8時30分～午後5時15分）

図書貸出カードの更新には、「ご本人の来館と身分証明書の提示」が必要です。



八丈町立図書館  
ホームページ

■ 問い合わせ ■ 教育課生涯学習係 電話 2-0797

## 来島者数・観光客数推計

■ 問い合わせ ■ 産業観光課観光係 電話 2-1125

|    | 空 路    |       | 海 路   |     | 合 計    |       | 観光客（推計） |       | 増減率    |
|----|--------|-------|-------|-----|--------|-------|---------|-------|--------|
|    | 3年度    | 2年度   | 3年度   | 2年度 | 3年度    | 2年度   | 3年度     | 2年度   |        |
| 4月 | 3,872  | 1,169 | 817   | 115 | 4,689  | 1,284 | 3,243   | 888   | 265.2% |
| 5月 | 3,481  | 566   | 825   | 85  | 4,306  | 651   | 4,114   | 622   | 561.4% |
| 6月 | 2,793  | 1,341 | 514   | 455 | 3,307  | 1,796 | 2,501   | 1,358 | 84.2%  |
| 計  | 10,146 | 3,076 | 2,156 | 655 | 12,302 | 3,731 | 9,858   | 2,868 | 243.7% |

## 東京電力パワーグリッド（株）八丈島事務所からのお知らせ

### 4年に一度の定期点検調査を行います

電気を安全にお使いいただくために法令で定められている電気設備の点検を実施します。

点検調査は「東京電気安全サービス」に委託し、調査員は写真入り調査員証をつけたユニフォームで伺います。また、点検調査の内容により停電のご了承をいただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

なお、当点検調査で費用を請求することは一切ありません。もし、費用を請求された場合には絶対に支払いをしないようにご注意ください。本点検調査についてご不明な点は問い合わせください。

◎期 間：● 1班 …… 8月26日（木）～9月2日（木）／ ● 2班 …… 9月22日（水）～29日（水）

■ 問い合わせ ■ 東京電力パワーグリッド（株） 東京総支社新宿地域技術サービスグループ  
電話03-5361-2235（平日9時～正午、午後1時～4時受付）





## 八丈病院からのお知らせ

■問い合わせ■

町立八丈病院事務局 電話 2-1188

### ●臨時診療について（受診方法別）

| 診療科名                                                                  | 受診方法                  | 時間等                                         |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------|
| ●耳鼻咽喉科                                                                | 受診日当日受付               | 当日受付時間：午前8時～11時<br>※日程は防災無線でお知らせします。        |
| ●整形外科                                                                 | 外科受診後予約               | —                                           |
| ●皮膚科      ●眼科                                                         | 電話または来院し<br>当院予約係にて予約 | 予約係受付時間：開院日の午前9時～正午                         |
| ●精神神経科      ●糖尿病内科<br>●甲状腺内科      ●消化器内科<br>●腎臓内科      ●神経内科<br>●泌尿器科 | 内科受診後予約               | —                                           |
| ●糖尿病教室                                                                | 当日来院                  | 医師による糖尿病についての基本指導など<br>★ 今月は8月20日（金）開催予定です。 |

## Let's be healthy !

## 〇〇。わたしの健活

☆病院スタッフの健康に対するつぶやきです。皆さんの健活（健康に対する様々な活動）へのキッカケにしていいただければ幸いです。

携帯やパソコン……ついつい猫背になってしまう事が多い毎日ですね。私は気がついた時に姿勢を正して思いっきり深呼吸する事を心がけています。

八丈島の、海の香りたっぷりの空気はとっても美味しい！ 深い呼吸は体の内側からリンパの流れを促してくれますし、気分もスッキリします！ 深呼吸はどこでも簡単にできる気軽な健康法ですのでぜひ皆さんもやってみてくださいね！  
(病棟看護師：Ishizaka)

## 8月の航路ダイヤ

詳しくは各事業者などに問い合わせください。

■問い合わせ■

- 東海汽船 …………… 電話 2-1211
- 東邦航空予約センター …… 電話 2-5222
- ANA …………… 電話0570-029-222

## 町へのご意見など

八丈町へのご意見などがありましたらお寄せください。電話、郵送、FAX、電子メールいずれの方法でも構いません。回答を希望する場合は、氏名・住所・連絡先をご記載ください。

■問い合わせ■ 〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷2551-2 八丈町企画財政課企画情報係  
電話 2-1120 FAX：2-4824 メール：ha130@town.hachijo.tokyo.jp



# SCHEDULE 2021 8月

三根 大賀郷 樫立 中之郷 末吉 八丈町保健 町立 多目的ホール  
公民館 公民館 公民館 公民館 公民館 センター 八丈病院 「おじゃれ」  
三 大 樫 中 末 保福 町病 おじゃれ

| 日                        | 月                             | 火                                    | 水                                 | 木                                      | 金                                                                     | 土               |
|--------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1<br>し尿収集運搬休業日           | 2<br>コミュニティセンター休館日<br>図書館休館日  | 3                                    | 4                                 | 5                                      | 6                                                                     | 7               |
| 8<br>し尿収集運搬休業日<br>図書館休館日 | 9<br>し尿収集運搬休業日<br>図書館休館日      | 10<br>3～4か月児産婦健診<br>保福 受付 9:00～10:15 | 11                                | 12                                     | 13                                                                    | 14<br>し尿収集運搬休業日 |
| 15<br>し尿収集運搬休業日          | 16<br>コミュニティセンター休館日<br>図書館休館日 | 17                                   | 18<br>2歳児歯科健診<br>保福 受付 9:15～10:45 | 19                                     | 20<br>3歳児健診<br>保福 受付 9:00～10:30<br>こども心理相談<br>保福 13:00～16:00<br>(要予約) | 21              |
| 22<br>し尿収集運搬休業日          | 23<br>コミュニティセンター休館日<br>図書館休館日 | 24                                   | 25                                | 26<br>すくすく相談<br>保福 9:00～11:00<br>(要予約) | 27<br>もぐもぐ離乳食<br>保福 10:00～11:30<br>(要予約)                              | 28<br>し尿収集運搬休業日 |
| 29<br>し尿収集運搬休業日          | 30<br>コミュニティセンター休館日<br>図書館休館日 | 31<br>図書館休館日                         | 掲載の予定等は全て編集段階のものであり、変更することがあります。  |                                        |                                                                       |                 |

## 町役場開庁日

平日午前 8 時30分  
～午後 5 時15分

## 温泉休業日

8月31日(火)まで夏季営業期間とし、ザ・BOON、洞輪沢温泉を除く各町営温泉は休まず営業します。

## 町立病院臨時診療日

詳しくは19ページをご覧ください。

## 8月のゴミ分別回収

燃…燃やせるごみ びん…空きびん 資源…資源ごみ 害…有害ごみ 金属…金属ごみ 古着…古着

| 三 根 |          |     |          |          |           |    | 大 賀 郷 |           |          |    |           |          |    | 樫立・中之郷・末吉 |           |    |          |           |          |    |
|-----|----------|-----|----------|----------|-----------|----|-------|-----------|----------|----|-----------|----------|----|-----------|-----------|----|----------|-----------|----------|----|
| 日   | 月        | 火   | 水        | 木        | 金         | 土  | 日     | 月         | 火        | 水  | 木         | 金        | 土  | 日         | 月         | 火  | 水        | 木         | 金        | 土  |
| 1   | 2        | 3   | 4        | 5        | 6         | 7  | 1     | 2         | 3        | 4  | 5         | 6        | 7  | 1         | 2         | 3  | 4        | 5         | 6        | 7  |
|     | 金属       | 燃・害 | 資源<br>古着 |          | 燃・害       |    |       | 燃・害       | 資源<br>古着 |    | 燃・害       | 金属       |    |           | 燃・害       |    | 資源<br>古着 | 燃・害       | 金属       |    |
| 8   | 9        | 10  | 11       | 12       | 13        | 14 | 8     | 9         | 10       | 11 | 12        | 13       | 14 | 8         | 9         | 10 | 11       | 12        | 13       | 14 |
|     | 金属       | 燃・害 | 資源       | びん<br>※1 | 燃・害<br>※1 |    |       | 燃・害       | 資源       |    | 燃・害<br>※1 | 金属<br>※1 |    |           | 燃・害       |    | 資源       | 燃・害<br>※1 | 金属<br>※1 |    |
| 15  | 16       | 17  | 18       | 19       | 20        | 21 | 15    | 16        | 17       | 18 | 19        | 20       | 21 | 15        | 16        | 17 | 18       | 19        | 20       | 21 |
|     | 金属<br>※1 | 燃・害 | 資源       |          | 燃・害       | ※2 |       | 燃・害<br>※1 | 資源       |    | 燃・害<br>びん | 金属<br>※2 |    |           | 燃・害<br>※1 |    | 資源       | 燃・害<br>びん | 金属<br>※2 |    |
| 22  | 23       | 24  | 25       | 26       | 27        | 28 | 22    | 23        | 24       | 25 | 26        | 27       | 28 | 22        | 23        | 24 | 25       | 26        | 27       | 28 |
|     | 金属       | 燃・害 | 資源       |          | 燃・害       |    |       | 燃・害       | 資源       |    | 燃・害       | 金属       |    |           | 燃・害       |    | 資源       | 燃・害       | 金属       |    |
| 29  | 30       | 31  |          |          |           |    | 29    | 30        | 31       |    |           |          |    | 29        | 30        | 31 |          |           |          |    |
|     | 金属       | 燃・害 |          |          | 燃・害       |    |       | 燃・害       | 資源       |    |           |          |    |           | 燃・害       |    |          |           |          |    |

※1 ……12日、13日、16日は資源ごみの八丈建機サービスへの持ち込みはできません。

(資源ごみの持ち込み受付日は原則、毎週木曜日と金曜日です)

※2 ……第3土曜日は施設点検の為、クリーンセンターのごみ受付業務を停止します。